

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第43号）

- 1 地方公務員の子育休等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行により、部分休業制度において一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。



◇職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第44号）

- 1 一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。



◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第45号）

- 1 社会福祉施設の整備及び医療の充実の財源に充てるため法人の県民税に係る税率の特例措置の適用期間を延長するとともに、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い令和8年度以後の各年度分の個人の県民税について特定親族特別控除を実施する等のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）による地方税法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日ほかから施行することとした。



◇地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第46号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第28号）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正により、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第47号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第28号）による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）の一部改正により、不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を延長するほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第48号）

- 1 知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため権限移譲対象事務に終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の位置等の届出の受理等の事務を加えるほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年10月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第49号）

- 1 秋田県ゆとり生活創造センターの使用に係る費用の適正な負担を確保するため同センターの使用料の額を引き上げるとともに、同センターの利用の促進を図るため同センターの使用料の区分を改めることとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県ふるさと村条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第50号）

- 1 秋田県ふるさと村等の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、これらの施設の使用料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第51号）

- 1 秋田県総合生活文化会館の使用に係る費用の適正な負担を確保するため同会館の使用料の額を引き上げるとともに、第四練習室及び和室を設置することに伴いこれらを使用する者から使用料を徴収するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県立体育館条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第52号）

- 1 秋田県立体育館等の使用に係る費用の適正な負担を確保するためこれらの施設の使用料の額を引き上げるとともに、これらの施設の建物又は土地を使用する者から使用料を徴収するほか、これらの施設の運営を指定管理者が主体的に行うことができるようにするため利用料金制を導入することとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第53号）

- 1 秋田県立田沢湖スポーツセンターの使用に係る費用の適正な負担を確保するため同センターの使用料の額を引き上げるとともに、同センターの建物又は土地を使用する者から使用料を徴収することとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第54号）

- 1 秋田県社会福祉会館の使用に係る費用の適正な負担を確保するため同会館の使用料の額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例（秋田県条例第55号）

- 1 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）の施行により、秋田県立衛生看護学院の授業料等の徴収方法及び不還付に関する規定を整備するほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第56号）

1 自然公園施設の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉾立山荘の使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第57号）

1 秋田県森林学習交流館の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、当該施設の使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇秋田県金属鉱業研修技術センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第58号）

1 秋田県金属鉱業研修技術センターの使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同センターの宿泊室の使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例（秋田県条例第59号）

1 都市公園の施設等の使用に係る費用の適正な負担を確保するため都市公園の使用料の額を引き上げるとともに、秋田県立小泉瀉公園の運営を指定管理者が主体的に行うことができるようにするため利用料金制を導入することとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部を改正する条例（秋田県条例第60号）

1 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同緑地のテニスコート等の使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第61号）

1 警察職員の勤務の実態に鑑み、災害応急作業等手当について支給限度額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。